

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第165号の概要

件名	防犯カメラの映像不開示の件（諮問第176号）		
請求情報の概要	特定日時に異議申立人が映っている特定の県税事務所に設置された防犯カメラの映像を記録した文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成24年11月26日	決定年月日	平成24年12月10日
決定内容	不開示	実施機関	知事（県税事務所）
不開示部分	本件情報すべて		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第39条第4項		
不開示理由	本件行政文書は、「訴訟に関する書類」であるため、開示請求の適用除外に該当する。		
異議申立年月日	平成25年1月24日（收受）	異議申立ての趣旨	本件行政文書の不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件事件は、職員の違法行為によって「刑事訴訟に関する押収品」となったわけであるため、本件について条例第39条第4項の規定を適用すべきでないと考えられる。</p> <p>2 本件不開示の理由としている刑事事件は既に不起訴処分が決定しており、条例第39条第4項を適用すべき状態にないと考えられる。</p>		
諮問年月日	平成25年1月29日		
審査会の結論	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（本件行政文書の「訴訟に関する書類」該当性について）</p> <p>1 当審査会が確認したところ、特定の警察署の司法警察職員が本件暴行事件に係る本件行政文書の写しを領置したことが認められる。また、異議申立人は意見聴取において、特定日に異議申立人が特定の検察庁から不起訴処分告知書を受け取ったと話しており、他方、実施機関においても、特定の検察庁から不起訴の連絡を受けたことを確認している。以上のことから、本件暴行事件は刑訴法に基づき検察庁に送致されたと認められる。</p> <p>2 本件行政文書の写しが、本件暴行事件に係る司法手続の一環である捜査の過程で特定の警察署の司法警察職員によって領置された刑訴法に基づく押収物であることを考慮すれば、本件行政文書は訴訟に関する書類に該当するものと認められる。</p> <p>3 異議申立人は、本件暴行事件が特定の県税事務所職員の虚偽の申告により発生したこと、また本件暴行事件に係る刑事訴訟が既に不起訴処分となっていることから、適用除外の判断をすべきではないと主張している。</p> <p>確かに、被疑者として送検された者が、本件暴行事件のように不起訴処分となった事件の記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められ、この点に関しては、当審査会としても、個人情報保護の観点から懸念を有するものである。</p> <p>4 しかしながら、事件の発生は虚偽の申告によるとの異議申立人の主張にかかわらず、訴訟に関する書類とは被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得した書類をいい、不起訴となった事件の書類を含むと解されることから、本件行政文書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。</p> <p>5 したがって、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥当である。</p>		
答申年月日	平成26年4月7日（答申第165号）		

個人情報保護審査会答申第166号の概要

件名	特定の事業者に係る監査結果不訂正の件（諮問第177号）		
訂正請求の概要	特定の事業者（以下「本件事業所」という。）に係る監査結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された自己を本人とする保有個人情報の一部（以下「本件不訂正情報」という。）について、訂正を求める。		
請年月日	平成25年2月15日	決定年月日	平成25年3月14日
決定内容	不訂正	実施機関	知事（介護保険課）
不訂正理由	<p>・市町村が介護保険法（以下「法」という。）第23条に基づき実地指導・監査を行い、基準違反を確認した上で県に対して監査依頼を行ったものについてのみ「市町村からの情報提供」と記載することとしている。</p> <p>・本件については、監査依頼に基づくものではないことから、区分情報として「県民（利用者）からの情報提供」と記載したに過ぎないものであり、「誤り」は認められないため。</p>		
異議申立年月日	平成25年5月8日（收受）	異議申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>本件事業所の基準違反について、保険者である市町村が県に連絡したことが監査の発端であり、また、利用者でもある異議申立人は、神奈川県（以下「県」という。）に連絡されていたことを事後に知った上その内容も把握していないことから、「県民（利用者）からの情報提供」との記載は事実無根であり合理性がなく不当である。</p>		
諮問年月日	平成25年5月17日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会理由	<p>（本件不訂正情報の誤り該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関は、本件事業所に対する監査については、市町村等（保険者）が法第23条に基づき実地指導等を行い、基準違反を確認した上で県に対して監査依頼を行ったものではなく、請求者からの情報提供の内容に基づくものであるため、本件行政文書には単なる区分情報として「県民（利用者）からの情報提供」と記載したに過ぎないものであり、記載されている情報に事実の誤りは認められないと説明している。 2 本件不訂正情報は、監査結果のうち、県が監査を実施する契機となった情報を、入手した状況に即した形で記載しているものである。 3 本件不訂正情報が「実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報」に該当すると判断する根拠となった他の記録（情報提供内容）（以下「本件記録」という。）を確認したところ、請求者から直接実施機関に問い合わせを行っていたことが認められる。ちなみに、本件保険者からも情報提供は行われていたが、利用者から問い合わせがあった旨の申し送りに過ぎず、また、「2 監査の契機」欄に記載されている情報は本件記録を要約・転記したものであることが認められる。 4 これらのことから、本件不訂正情報については、「県民（利用者）から情報提供」との記載に誤りがあるとまでは認められない。 5 したがって、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。 		
答申年月日	平成26年5月26日（答申第166号）		

個人情報保護審査会答申第167号の概要

件名	特定の所在不明者に関する対応結果不訂正の件（その1）（諮問第180号）		
訂正請求の概要	特定の所在不明者に関する対応結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）の一部記載事項について削除を求める。		
請求年月日	平成25年10月23日	決定年月日	平成25年11月21日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（生活安全総務課）
不訂正理由	関係職員に対する調査等を行った結果、事実には誤りがあると認められなかったため。		
審査請求年月日	平成26年1月21日（收受）	審査請求の趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
審査請求の理由	内容が相違しているため。		
諮問年月日	平成26年3月12日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正情報は、本件警察官が所感を記載した部分である。</p> <p>2 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が事実でないことが判明したときをいい、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>3 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>4 本件不訂正情報については、作成者の実感として記載した内容であると認められるため、誤りかどうか客観的に判断できる情報ではなく、「事実」に該当すると認めることはできない。</p> <p>したがって、本件不訂正情報については、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。</p>		
答申年月日	平成26年12月11日（答申第167号）		

個人情報保護審査会答申第168号の概要

件名	特定の所在不明者に関する対応結果不訂正の件（その2）（諮問第181号）		
訂正請求の概要	特定の所在不明者に関する対応結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）の一部記載事項について削除及び追加を求める。		
請求年月日	平成25年10月23日	決定年月日	平成25年11月21日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（生活安全総務課）
不訂正理由	関係職員に対する調査等を行った結果、事実に誤りがあると認められなかったため。		
審査請求年月日	平成26年1月21日（収受）	審査請求の趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
審査請求の理由	内容が相違しているため。		
諮問年月日	平成26年3月12日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正情報は、本件警察官が審査請求人と面談した際に席を離れた経過時間及び面談終了時の審査請求人の態度についての印象を記載した部分と審査請求人本人の視点での記載の追加である。</p> <p>2 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が事実でないことが判明したときをいい、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>3 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。</p> <p>また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>4 本件不訂正情報は、本件警察官の実感として記載された内容であって、客観的な正誤の判定に適する「事実」に該当すると認めることはできない。</p> <p>また、審査請求人は本人の視点で記載した新たな文章の挿入を求めているが、本件行政文書のような報告書にどのような情報をどの程度の密度で記録するかということについては、報告書作成者の裁量判断に委ねられる部分が大きく、具体の記載が明らかに不合理と認められない限り、当該記録の訂正が必要となるものではない。本件行政文書は、特定の警察署長への報告書として本件警察官が作成したものであり、本件行政文書に審査請求人が挿入を求めている文章を加えないことによって「事実に誤りがある」とは認められない。</p> <p>5 したがって、本件不訂正情報については、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。</p>		
答申年月日	平成26年12月11日（答申第168号）		

個人情報保護審査会答申第169号の概要

件名	特定の所在不明者に関する時系列不訂正の件（諮問第182号）		
訂正請求の概要	特定の所在不明者に関する対応結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）の一部記載事項について追加、修正及び削除を求める。		
請求年月日	平成25年10月23日	決定年月日	平成25年11月21日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（生活安全総務課）
不訂正理由	関係職員に対する調査等を行った結果、事実には誤りがあると認められなかったため。		
審査請求年月日	平成26年1月21日（收受）	審査請求の趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
審査請求の理由	内容が相違しているため。		
諮問年月日	平成26年3月12日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正情報は、特定期間に係る記録の欠落、地域住民との記載及び来所についての記載である。</p> <p>2 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第27条第1項では「何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。</p> <p>3 条例第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が事実でないことが判明したときをいい、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>4 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。</p> <p>また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>5 審査請求人は、特定期間の記載が欠落していることから、新たな文章の挿入を求めているが、本件行政文書のような報告書に、どのような情報をどの程度記録するかは、報告書作成者の裁量判断に委ねられる部分が大きく、具体の記録が明らかに不合理と認められない限り、当該記録の訂正が必要となるものではない。本件行政文書は、審査請求人が挿入を求めている記載を加えないことによって「事実には誤りがある」とは認められない。</p>		

<p>審 査 会 の 判 断 理 由 (続 き)</p>	<p>6 審査請求人は、「地域住民」の記載部分について、「町内会」に訂正を求めているが、「地域住民」と表現したことについて、「事実には誤りがある」とは認められない。</p> <p>7 審査請求人は、来所に関する記載について削除を求めており、本件警察官の説明とは齟齬が生じている。実際の状況については、客観的に正誤の判定のできる根拠はないものの、お互いに来所したという事実については相違がないことから「事実には誤りがある」とまでは認められない。</p> <p>8 したがって、本件不訂正情報については、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成26年12月11日（答申第169号）</p>

個人情報保護審査会答申第170号の概要

件名	公安委員会あて文書受信票不訂正の件（諮問第173号）		
訂正請求の概要	特定日の公安委員会あて文書受信票（以下「本件行政文書」という。）の公安委員会協議結果欄に記録された情報について訂正を求める。		
請求年月日	平成24年9月7日	決定年月日	平成24年10月3日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（総務課）
不訂正理由	協議結果記載箇所は公安委員会が行った意思決定であり、異議申立人が要望意見を述べる権利を有すべき性格のものではないため。		
異議申立て年月日	平成24年11月8日（收受）	異議申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立てについて	審査会では、公安委員会からの諮問を受け、提出された不訂正理由説明書の写しを異議申立人に送付し、不訂正理由説明書に対する意見書の提出と口頭での意見陳述を希望する場合の申出書提出を依頼した。異議申立人は意見書提出の意向を示しつつも、有意の意見書の提出がなく、意見陳述の日程調整にも応じなかった。		
諮問年月日	平成24年12月13日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、異議申立人に係る文書受信票に記録された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正処分とした情報（以下「本件不訂正情報」という。）は、本件不訂正文書に記載された内容のうち、公安委員会協議結果欄に記載された、公安委員会による当該公安委員会苦情申出の処理方法及び処理先に係る検討協議の結果である。</p> <p>2 条例第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>3 「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が条例第6条に規定する取扱い制限事項であるか、又は、事実でないことが判明したときをいう。後段において事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>4 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>5 公安委員会協議結果欄は、公安委員会の意思決定を記載する箇所であり、本件不訂正情報は、その結果を記載したものと認められるため、客観的な正誤の判定に適さず、条例第27条第1項の「事実」に該当すると認めることはできない。</p> <p>6 本件不訂正情報が、条例第27条第1項の「事実」に該当すると認めることはできないことから、本件不訂正情報に条例第27条第1項の「誤り」があるか否かを論ずる余地はない。したがって、実施機関には訂正義務を負うことはないことから、本件不訂正処分を行ったことは、妥当である。</p>		
答申年月日	平成27年2月19日（答申第170号）		